



生涯学習制度 認定・専門理学療法士 更新申請マニュアル

作成者	日本理学療法士協会 事務局
作成日	2022年4月1日
最終更新日	2022年4月1日

目次

生涯学習制度 認定・専門理学療法士 更新申請マニュアル	1
目次	2
2022 年度以降の生涯学習制度における認定・専門理学療法士の更新について	3
認定理学療法士・専門理学療法士更新の要件	3
旧生涯学習制度における認定・専門理学療法士取得者の更新	4
2022 年度以降の初回更新について	4
認定基礎領域の廃止と専門分野の細分化について	5
更新手続きの手順	6
更新申請方法	6
更新期限の延長について	7
更新期限の延長手続き	7

【巻末】点数基準一覧

更新履歴

No.	更新日	更新内容
1	2022/4/1	新規作成
2		
3		
4		
5		

2022 年度以降の生涯学習制度における認定・専門理学療法士の更新について

- 5 年毎の更新制とし、取得期間の最終年度に更新申請を行うことが必要です。
なお、6 回目以降の更新要件は緩和します。
- 登録理学療法士を取得していることが条件となります（登録理学療法士失効者は該当しません）。
したがって、登録理学療法士の更新は別途行ってください。
- 「認定理学療法士・専門理学療法士更新に関わる履修点数基準」は別途定めます。研修時間を点数に換算する仕組みを導入します。**2022 年 4 月以降の活動を対象とします。**
- 2021 年度までの生涯学習制度（以降、旧制度）における更新要件は廃止します。
（症例報告の提出、160 ポイントの取得など）

認定理学療法士・専門理学療法士更新の要件

以下の3つをいずれも満たすことを要件とします。

要件①下記のいずれかの活動を1つ行うこと（要件②の100点には使用できない）

- ・都道府県理学療法士会学術雑誌への投稿（筆頭著者に限る）
- ・ブロック主催学会での一般発表の筆頭演者
- ・都道府県理学療法士学会での一般発表の筆頭演者

要件②維持・研鑽のための活動における100点の取得（点数基準は最終ページ参照）

要件③更新時研修（eラーニング：共通研修4コマ、分野別研修1コマの計5コマ）の受講

要件①について

- ・都道府県理学療法士会が発行する学術雑誌への投稿（筆頭著者）、ブロック学会での一般発表（筆頭演者）、都道府県理学療法士学会での一般発表（筆頭演者）のいずれかの活動を更新のための必須要件とします。
- ・5年間の間に複数回行った場合は、1回を必須要件とし、それ以外は100点の一部としてカウントすることができます。
- ・複数分野を同時に更新する場合は、分野ごとに要件①を満たす必要があります（重複使用不可）。

要件②について

- ・100点の内訳や、取得分野に関連した活動かどうかは問いません（全て学会参加等でも可）。
- ・登録理学療法士更新のためのポイントとは重複して使用できません。別途取得が必要です。
- ・複数分野を同時に更新する場合は、分野ごとに100点の取得が必要です。

要件③について

- ・共通研修として以下の4コマ＋分野別研修1コマの計5コマのeラーニングを**更新対象年度**に受講してください。

医療安全学：医療倫理

医療安全学：医療安全管理

医療安全学：理学療法管理

医療安全学：感染管理

＋ 分野別研修1コマ = 更新時研修（1コマ：60分×5コマ）

- ・複数分野所持している場合、分野ごとに更新時研修の受講が必要です。
- ・複数分野所持している場合でも、共通研修受講は省略できません。

旧生涯学習制度における認定・専門理学療法士取得者の更新

2022 年度以降の初回更新について

- 旧制度における認定理学療法士・専門理学療法士取得者は、2022 年度以降も認定理学療法士・専門理学療法士を維持します。
- 認定理学療法士・専門理学療法士の旧制度での努力研鑽を可能な限り、不利益なく移行します。
- 2020 年度の研修会等の受講機会が減少した状況を鑑み、下表の通りとします。
- 2022 年度以降の初回更新においては、更新要件が緩和されているため、7 ページ以降の更新期限延長の理由に該当している場合でも、**更新期限の延長申請はできません。**

取得または更新年月日	本来の更新年度	新たな更新年度	更新期限
2017 年 4 月 1 日	2021 年度	2022・23 年度	新たな更新年度のいずれかで更新
2018 年 4 月 1 日	2022 年度	2023・24 年度	いずれかの年度で更新
2019 年 4 月 1 日	2023 年度	2024・25 年度	いずれかの年度で更新
2020 年 4 月 1 日	2024 年度	2025・26 年度	いずれかの年度で更新
2022 年 4 月 1 日	2026 年度	2026・27 年度	いずれかの年度で更新
2022 年 4 月 1 日 ※2018・2019 年度入会者	2026 年度	登録理学療法士 取得年度による	取得年度含む 5 年以内に更新

- 移行措置として、以下のとおり **2022 年度以降の初回更新時のみ** 必要な点数を緩和します。

取得または更新年月日	緩和点数	更新に必要な点数
2017 年 4 月 1 日	80 点取得済とみなす	20 点
2018 年 4 月 1 日	60 点取得済とみなす	40 点
2019 年 4 月 1 日	40 点取得済とみなす	60 点
2020 年 4 月 1 日	20 点取得済とみなす	80 点

2017 年～2020 年 4 月 1 日付の取得者の初回更新について

- ・本来の更新手続き年度と翌年度の 2 年間で更新手続き期間とします。
- ・要件①は免除とします。
- ・要件②の 2022 年 4 月以降の必要点数は、上記の一覧に応じて取得してください。
(2017 年度取得者であれば、20 点)
- ・要件③の更新時研修の受講は必須です。
- ・登録理学療法士の更新手続きは、別途行ってください。(更新年度は、2026 年度)

2022 年 4 月 1 日付の取得者の初回更新について ※2017 年度以前の入会者

- ・本来の更新手続き年度と翌年度の 2 年間で更新手続き期間とします。
- ・要件①は免除とします。
- ・要件②の必要点数の緩和はありません(100 点の取得)。
- ・要件③の更新時研修の受講は必須です。
- ・登録理学療法士の更新手続きは、別途行ってください。(更新年度は、2026 年度)

2022年4月1日付の取得者の初回更新について ※2018年度または2019年度の入会者

- ・新制度においては、前期・後期研修の5年間を満たさないため、【暫定】の位置づけとします。
- ・後期研修の必要履修を終え、登録理学療法士になった後、【暫定】が取れ、認定理学療法士となります。
 ※基礎領域の申請者の場合は、専門理学療法士となります。
- ・**更新のための活動は、暫定が取れ、改めて認定・専門理学療法士として認定された日以降の活動が対象です。**
- ・更新手続き年度は登録理学療法士を取得し、暫定が取れてから5年後。
- ・要件①は免除とします。
- ・要件②の必要点数の緩和はありません(100点の取得)
- ・要件③の更新時研修の受講は必須です。
- ・登録理学療法士の更新手続きは、別途行ってください。

認定基礎領域の統合と専門分野の細分化について

- 旧制度の認定理学療法士の領域は「分野」として移行し、専門理学療法士の分野は13分野へ細分化します。
- また、基礎領域の認定理学療法士(ひとを対象とした基礎領域と動物・培養細胞を対象とした基礎領域)については、基礎理学療法専門理学療法士へ統合します。

《認定理学療法士 領域対照表》

旧領域名	新分野名
ひとを対象とした基礎領域	基礎理学療法専門理学療法士
動物培養細胞を対象とした基礎	
脳卒中	脳卒中
神経筋障害	神経筋障害
脊髄障害	脊髄障害
発達障害	発達障害
運動器	運動器
切断	切断
スポーツ理学療法	スポーツ理学療法
徒手理学療法	徒手理学療法
循環	循環
呼吸	呼吸
代謝	代謝
地域理学療法	地域理学療法
健康増進・参加	健康増進・参加
介護予防	介護予防
補装具	補装具
物理療法	物理療法
褥瘡・創傷ケア	褥瘡・創傷ケア
疼痛管理	疼痛管理
臨床教育	臨床教育
管理・運営	管理・運営
学校教育	学校教育

《専門理学療法士 領域対照表》

旧分野名	新分野名
基礎理学療法	基礎理学療法
神経理学療法	神経理学療法 小児理学療法
運動器理学療法	運動器理学療法 スポーツ理学療法
内部障害理学療法	心血管理学療法
	呼吸理学療法
	糖尿病理学療法
生活環境支援理学療法	地域理学療法
	予防理学療法
	支援工理学療法
物理療法	物理療法
教育管理理学療法	理学療法教育

補足：
細分化する専門理学療法士については、複数の専門理学療法士を所持します。

例)内部障害理学療法を所持していた会員は、2022年度以降、心血管・呼吸・糖尿病の3つの専門理学療法士所持者となります。どの分野を更新・維持するかは会員自身で選択します。

更新手続きの手順

更新申請方法

申請時期

例年 1 月を申請受付期間とします。

活動対象期間

認定・専門理学療法士取得日以降～最終年度の 12 月末日までが対象です。
ただし、旧制度での取得者においては、2022 年 4 月以降～最終年度の 12 月末日までを対象とします。

申請料

10,000 円(税別)

申請方法

更新のための活動対象期間内に更新要件をすべて満たすと、マイページより更新申請手続きが可能となるため、期間内に手続きを完了してください。旧制度の取得者においては、2022 年 4 月以降の活動が対象となります。手続き後、申請料の入金を行い、更新手続きが完了となります。

※申請料の入金が確認できない場合は、失効となります。

- ① 更新のための活動対象期間内に更新要件をすべて満たす。
- ② 申請時期にマイページより更新申請手続きを行う。
- ③ 申請料の入金を行う。
- ④ 更新手続きの完了。

認定証の発行

認定日(4 月 1 日)以降、マイページより出力可能です。新制度初回更新後のみ、本会より認定証を発行します。

更新期限の延長について

更新期限の延長手続き

延長申請の要件

- 申請時において以下の要件を満たしていることを要件とします。
- 1回の更新につき、延長は最大2年(2度まで)です。
※1度にまとめて2年分の延長手続きはできません。
- 旧制度での取得者の新制度における1回目の更新については、要件を緩和されているため更新期限の延長申請はできません。

《要件》

以下に該当するやむを得ない延長理由が生じていた方が対象です。休会は延長理由に含みません。

- ①6ヵ月以上のケガ・病気による休職等
- ②出産・6歳以下の子の育児による休職等
- ③親族(2親等以内)の介護による休職等
- ④1年以上の海外留学等

申請方法

- 更新期間延長手続きは、有効期間の最終年度(認定・専門理学療法士取得5年目)の指定する申請期間に受け付けます。いかなる事由においても期間外の申請は認められません。
- 必要書類(申請書や延長理由を証明する書類等)の添付が必要です。
※詳細な手続き方法や期間は現時点で未定。

大項目	項目		選択・必須	履修点数	備考	
0. 必須要件	0-1)	都道府県士会の学術大会での一般発表（指定演題含む）の筆頭演者	必須（いずれ か一つ	-	0-3)雑誌への投稿は採択されることを 条件とする。	
	0-2)	ブロック主催の学術大会での一般発表（指定演題含む）の筆頭演者		-		
	0-3)	都道府県士会学術雑誌への投稿（筆頭著者に限る）		-		
1.学会参加 ^{※注1}	1-1)	都道府県士会、ブロック、日本理学療法学会連合の会員団体が主催の学術大会	選択	最小単位学習時間 30分=0.5点 例： 1日（9時～17時）の 場合： 8時間=8点	点数は学習時間を表します。	
2.講習会・研修会の受講 ^{※注2}	2-1)	日本理学療法学術研修大会	選択			
	2-2)	協会主催の研修会	選択			
	2-3)	都道府県士会、ブロック主催の研修会・学術研修大会、理学療法士講習会	選択			
	2-4)	協会のeラーニング	選択			
3.論文・著作 ^{※注3}	協会で指定した英文雑誌A		3-1) 筆頭著者	選択	80	いずれの分野でも使用可
	協会で指定した英文雑誌B		3-2) 筆頭著者	選択	60	
	協会で指定した和文雑誌		3-3) 筆頭著者	選択	40	
4.学会での発表等	4-1)	都道府県士会、ブロック、日本理学療法学会連合の会員団体が主催の学術大会での一般発表（指定演題を 含む）の筆頭演者	選択	20		
	4-2)	都道府県士会、ブロック、日本理学療法学会連合の会員団体が主催の学術大会での講演講師・シンポジスト・ パネリスト	選択	20		
	4-3)	都道府県士会、ブロック、日本理学療法学会連合の会員団体が主催の学術大会での座長（司会・ファシリテ ータ含む）	選択	10		
	4-4)	都道府県士会、ブロック、日本理学療法学会連合の会員団体が主催の学術大会での演題査読	選択	5	4-4)担当演題まとめて1件とする。 学会終了日が点数取得日となる。	
5.講習会・研修会の講師等	5-1)	協会、都道府県士会、ブロック主催の研修会の講師・シンポジスト・パネリスト（学術研修大会含む） 認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関の講師 ^{※注4}	選択	20	5-1)補助講師も含む	
	5-2)	協会、都道府県士会、ブロック主催の研修会・症例検討会での座長（司会・ファシリテータ含む）	選択	10		

注1：学術大会とは、大会長が設置され、一般演題を募集しているものとする。

注2：研修会は、協会、都道府県士会、ブロック主催のものに限る。共催は含まない。
学術研修大会とは、講習会・研修会の集合体を指す。

注3：論文・著作について

*協会で指定した英文雑誌A

Web of Science Core Collectionに収録され、インパクトファクターが付与されている協会が指定した雑誌とする。

*協会が指定した英文雑誌B

インパクトファクターが付与されていないものの、国際的な論文データベースであるPubmed、Scopus、Directory of Open Access Journalsのいずれかに収録されている協会が指定した雑誌とする。

*協会が指定した和文雑誌

①都道府県士会学術雑誌（ただし、必須要件に申請した論文は除く）

②日本理学療法学会連合、その法人会員もしくは学術団体会員が発刊する学術雑誌

③医中誌Webに収録されている協会が指定した雑誌

雑誌一覧や点数反映方法などについては別途マニュアル等にて提示予定。

注4：認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関の講師

1つの教育機関で開講される同一分野の講義を複数コマ担当した場合も、同一年度であれば一律20点とする。

ただし、同一年度であっても、複数の教育機関で講師を行う、また、1つの教育機関で複数分野の講師を行う場合は、それぞれに点数対象となる。